

障害者雇用に係る助成金制度

(社) 大阪府雇用開発協会

障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、これらの事業主に対し独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の予算の範囲内において助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

1. 作業施設・福祉施設・作業設備等の整備等を行う場合

- ・ 障害者作業施設設置等助成金

- ・ 障害者福祉施設設置等助成金

2. 通勤が困難な障害者に対し、通勤を容易にするための措置を行う場合

- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
住宅の賃借助成金
通勤のための駐車場の賃借助成金等

3. 障害に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合

- ・ 障害者介助等助成金
業務遂行援助者の配置助成金等

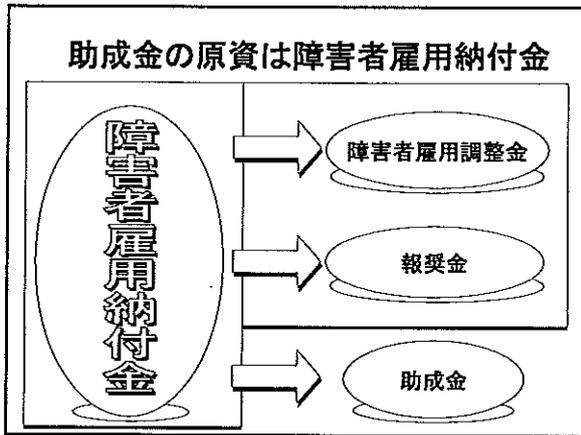
助成金の支給要件等

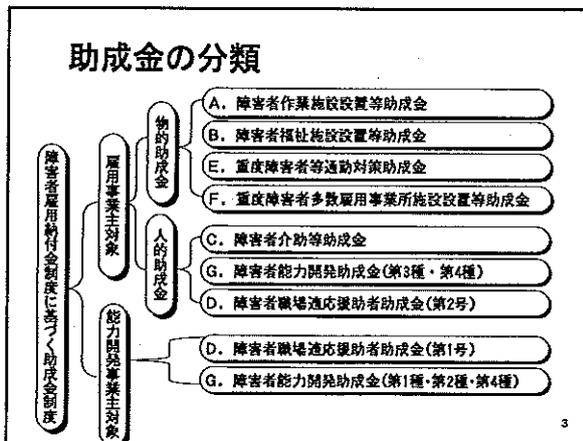
各助成金ごとに、支給に係る要件や申請の期限等が定まっております。特に建物改造・設備購入につきましては、工事着工・設備購入前に申請していただきます。

詳細につきましては、助成対象障害者が就労する事業所所在地の都道府県協会にお問い合わせください。

助成金制度について

社団法人 大阪府雇用開発協会





経済的負担の例

- ・職場内での移動を容易にしたい。
・トイレ等を改造したい。
- ・緊急事態の報知機器を設置したい。
・作業工程を見直して、働く場を確保したい。
- ・事業所の入口の段差をなくしたい。

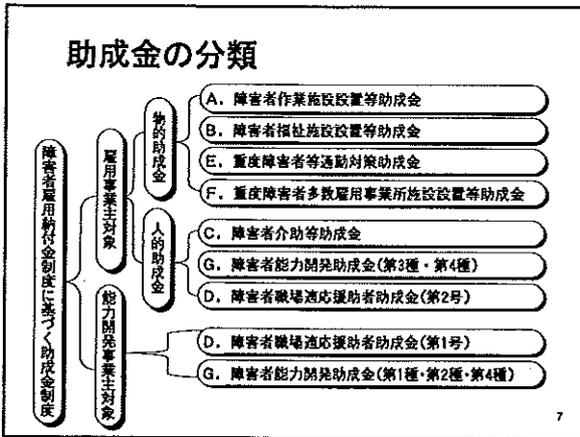
- ・緊急事態の報知 →パトライト
- ・作業工程の見直し →作業場の増床等
- ・段差解消 →スロープ・OA707化
- ・階段 →階段昇降機
- ・トイレ →車いすトイレ
- ・ドア →引き戸又は自動ドア化
- ・通勤の容易化 →駐車場等の整備
→入口のスロープ化
→平坦化

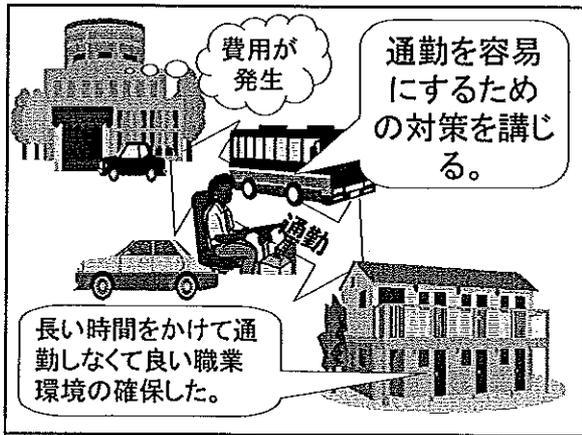
費用が発生

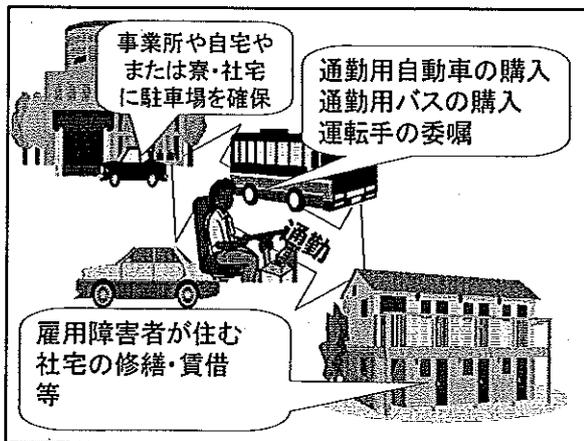
障害の特性に応じた設備の改造・整備 (改造・購入・賃借)

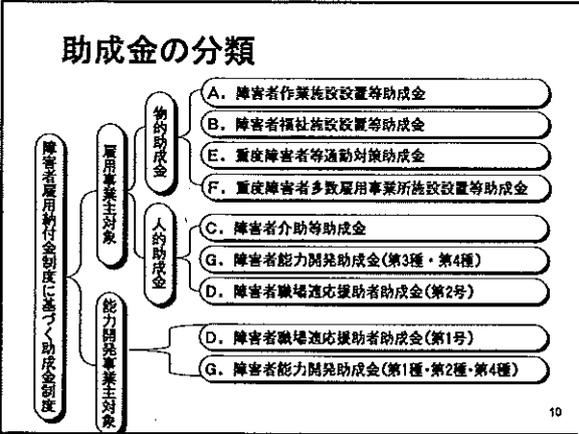
作業工程の見直し ↓ 設備の整備 ↓ 作業が容易になり 単純化・平易化になる

費用が発生













費用が発生

障害がある労働者の就労を支える人を配置・委嘱して雇用管理対策を講じた

障害者介助等助成金

障害の特性に合わせた人の配置・委嘱

視覚障害者
重度四肢機能障害者
への職場介助者
の配置・委嘱

障害の特性に合わせた人の配置・委嘱

聴覚障害者への
手話通訳者の委嘱

日常的に健康管理が必要な障害者に対する
健康相談医師の委嘱

障害の特性に合わせた人の配置・委嘱



障害者の雇用管理に必要な職業生活に関する相談指導を専門に担う者の配置
(職業コンサルタントの配置・委嘱)

5人以上重度障害者を雇用する事業主への助成金
事業主に対しては、障害者雇用に関する良き助言者
※有資格者であること

障害の特性に合わせた人の配置・委嘱



業務遂行援助者の配置
手本を見せながらの反復した指導
作業を見守りながら行う指導・援助

障害の特性に合わせた人の配置・委嘱



在宅勤務障害者に対する在宅勤務コーディネーターの配置・委嘱

※ →有資格者

